



2024年6月14日

お客様各位

香川県信用組合

タブレット端末を使用した「電子署名」導入のお知らせ

当組合では、得意先係がお客様のご自宅や会社で現金や通帳・証書等をお預かりする場合、及びお客様へのご返却やお届けする際の手続きを明確にするため、**令和6年7月19日（金）**よりタブレット端末を使用した「電子署名」の運用を開始いたします。

これに伴いまして、お客様から現金や通帳・証書をお預かりする際は、タブレット端末にてお取引内容をご確認いただいた上、「電子署名」をいただく取扱いと致します。

従来より、お客様にお渡ししております「受領書・預り証」につきましては、電子署名導入に伴い廃止させていただきます。

今後とも、お客様が満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 運用開始日** 令和6年7月19日（金）
- 「電子署名」によるお客様から現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて**
 - ご訪問時に得意先係がお取引を受付した際、タブレット端末に登録したお取引内容及びお預かりの内容について、端末の画面上にてご確認ください。
 - ご確認ください内容で相違なければ、お取引に関するお預かり内容に同意した証として、タブレット端末にてお客様ご自身の「電子署名」をいただきます。
 - 「電子署名」をいただいた場合は、従来の「受領書・預り証」は発行致しません。
 - なお、定期積金の現金掛込においては、これまでと同じく、通帳への領収印の押印が授受の証となりますので、「電子署名」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
- お客様へ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて**

上記のとおり、タブレット端末の画面上で、「電子署名」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際、お受け取りいただくものをタブレット端末の画面上でご確認いただいた上でお受け取りの証としてお客様から「電子署名」をいただきます。

当組合では、現金や通帳・証書等をお預かりする際に、「名刺やメモ」等をお渡しすることは絶対にありません。

ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店へご連絡ください。

以上



香川県信用組合は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

